

# 四 半 期 報 告 書

(第66期第1四半期)

日本ハム株式会社

E 0 0 3 3 4

---

# 四半期報告書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

**日本ハム株式会社**

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期連結財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	40

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月9日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

【会社名】 日本ハム株式会社

【英訳名】 NIPPON MEAT PACKERS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 浩

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号

【電話番号】 大阪(06) 6282局3042番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務部長 畑 佳秀

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号

【電話番号】 東京(03) 6748局8051番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 篠原 三典

【縦覧に供する場所】 日本ハム株式会社東京支社  
(東京都品川区大崎二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第65期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第66期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第65期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	236,531	238,550	953,616
税金等調整前四半期(当期) 純利益 (百万円)	4,953	5,061	24,024
当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,161	3,276	15,721
純資産額 (百万円)	271,524	270,372	271,908
総資産額 (百万円)	587,380	609,187	604,201
1株当たり純資産額 (円)	1,190.02	1,271.56	1,278.83
1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)	13.85	15.41	69.69
潜在株式調整後 1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)	13.83	13.89	68.99
自己資本比率 (%)	46.2	44.4	45.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,035	5,235	67,448
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 4,965	2,233	△ 60,134
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 8,163	△ 4,942	△ 5,227
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	40,404	45,674	43,518
従業員数 (名)	15,460	15,533	14,845

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準により作成されており、上記連結経営指標等は、同会計基準に基づき算出しております。なお、連結経営指標等の「1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益」については、米国財務会計基準審議会会計基準書260「1株当たり利益」（旧米国財務会計基準審議会基準書第128号「1株当たり利益」）に基づき、「基本的1株当たり当社株主に帰属する純利益金額」及び「希薄化後1株当たり当社株主に帰属する純利益金額」を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	15,533 (12,880)
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、パートナー社員、定時従業員、準社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	2,016 (2,552)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、パートナー社員、定時従業員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
ハム・ソーセージ(百万円)	21,225	97.2
加工食品(百万円)	31,170	104.6

(注) 1 主に加工事業本部の生産実績であります。当社グループでは、生産飼育から処理・加工・販売までのすべてを一貫して行っており、その生産・販売品目も主として食肉に関連した広範囲かつ多種多様なものとなっております。また、同種の品目についても容量、形態、包装等も一様でなく、食肉等については、販売用とハム・ソーセージ、加工食品などの原料用にも使用されており食肉等の生産実績を金額あるいは数量で示すことが困難であります。

2 金額は、製造原価ベースによっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

#### (3) 販売実績

販売実績につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載しております。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、新興国の需要を背景に輸出が増加したことなどにより、一部の企業において業績改善や積極的な設備投資が窺えるなど、景気回復に向けた明るい兆しも見えてきました。一方、雇用情勢においては、最悪期は脱したと見られるものの、依然として失業率が高水準にあるなど、全体としては、厳しい状況が続いております。

当業界におきましては、原材料価格の低下や食肉相場の回復基調など、一部環境は好転していましたが、生活防衛意識の高まりによる消費支出の停滞、同業他社との価格競争の激化に加え、宮崎県で発生した口蹄疫による影響などがあり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような中、日本ハムグループは、平成21年4月よりスタートした「新中期経営計画パートIII」のテーマとして掲げた「国内事業の更なる強化とグローバル企業への挑戦」を果たすべく、様々な経営施策を推進してまいりました。

経営方針のひとつである「事業の選択と集中による収益力の向上」につきましては、コア事業の競争力向上を図るために、加工事業の効率化戦略として推進しているSCM改革において、物流拠点の構築を進めるとともに、運用体制の整備を行ってまいりました。さらに商品アイテムの統廃合や設備の合理化、遊休資産の売却などを着実に推進してまいりました。その一方で、消費支出の停滞や価格競争が激化するデフレ市場に対応すべく、商品のリニューアルや販促キャンペーンなどに積極的に取り組んだほか、社会的関心の高い環境問題におきましても、カーボンフットプリント（CFP）を表示した商品アイテムの拡大に取り組むなど、CO<sub>2</sub>削減に対する消費者意識を高める活動を行ってまいりました。また、同じく経営方針である「グローバル経営体制の構築」につきましては、海外展開に向けた生産拠点の整備を強化するとともに、海外販売体制構築に向けた組織体制見直しにも着手いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、対前年同四半期比0.9%増の238,550百万円となりました。営業利益は対前年同四半期比89.3%増の6,884百万円、税金等調整前四半期純利益は対前年同四半期比2.2%増の5,061百万円、当社株主に帰属する四半期純利益は対前年同四半期比3.6%増の3,276百万円となりました。

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

オペレーティング・セグメントの業績は次のとおりです。

##### ① 加工事業本部

ハム・ソーセージ部門は、主力商品である「シャウエッセン」を対象に販売促進キャンペーンを展開して売上拡大に取り組みました。また、中元商戦においては、ギフトの旗艦ブランドである「美ノ国」を中心に広告宣伝や店頭での販売促進を積極的に行いました。さらに消費者の健康志向に対応した「新鮮生活ZERO」シリーズや「チキンマイスター」などの商品群の販売にも積極的に取り組みました。

加工食品部門は、内食回帰の傾向に対応して「中華名菜」群やレトルトカレーなどの常温商品群を伸長させたほか、業務用チャネルにおいては、大手コンビニエンスストアや外食チェーンに対して製販一体となった積極的な提案営業を推進し、売上げの伸長を図りました。

利益につきましては、原料や資材の単価下落効果や生産性改善などのコスト削減効果以上に、販売競争の激化により販売単価が下がるなど厳しい状況となり、前期をやや下回りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の加工事業本部の売上高は対前年同四半期比1.5%増の78,809百万円、営業利益は対前年同四半期比13.4%減の1,412百万円となりました。

## ② 食肉事業本部

国内におきましては、豚肉・鶏肉相場は前期に比べて改善傾向となりました。一方、価格の高い牛肉に対する需要は低迷し、厳しい状況が続きました。海外におきましては、米国の豚肉相場が、生産調整が進んだことなどにより回復傾向になってきました。また豪州では、世界経済の停滞等の影響が大きく、牛肉の販売価格の低迷が継続し、厳しい状況が続きました。このような状況下で、日本ハムグループは、グローバルな調達力と日本全国を網羅する販売会社の営業力を武器に積極的に拡販に取り組み、販売数量を伸長させた結果、売上げは前期を上回りました。

利益につきましては、国内のファーム事業の業績が改善したほか、米国事業及び輸入食肉販売の収益性が回復したことなどにより、前期実績を上回りました。なお口蹄疫につきましては、発生と同時に様々な防疫対策を強化いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の食肉事業本部の売上高は対前年同四半期比2.0%増の159,237百万円、営業利益は対前年同四半期比165.5%増の5,154百万円となりました。

## ③ 関連企業本部

水産部門は、量販店チャネルにおいて営業活動を強化し、販売数量を伸長させましたが、価格競争が激化している回転寿司チャネルにおいて苦戦したことや輸出向けの原料販売が減少したことにより、売上げは前期並みにとどまりました。

乳製品部門の内、ヨーグルト・乳酸菌飲料につきましては、コンビニエンスチャネルでの苦戦が響き、厳しい状況となりました。チーズにつきましては、外食チャネルへの売上げが減少しましたが、主要チャネルである製パンメーカーを中心に提案営業を強力に展開し、売上げは昨年並みを維持いたしました。

利益につきましては、水産部門において量販店チャネルに対して積極的に拡販し販売数量が伸長したことや配達費など経費削減に取り組んだことで利益率が改善しました。また、乳製品部門においては、チーズの売上げが堅調に推移したことや価格改定による利益率の改善もあり、前期実績を上回りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の関連企業本部の売上高は対前年同四半期比2.4%減の31,411百万円、営業利益は321百万円（前年同四半期は115百万円の営業損失）となりました。

## (2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ、受取手形及び売掛金が2,466百万円、棚卸資産が10,698百万円それぞれ増加したことなどにより前連結会計年度末比0.8%増の609,187百万円となりました。負債については、前連結会計年度末に比べ支払手形及び買掛金が8,456百万円、未払費用が4,703百万円それぞれ増加したことなどにより、前連結会計年度末比2.0%増の336,776百万円となりました。なお有利子負債は、前連結会計年度末から3,249百万円減少し184,336百万円となりました。

当社株主資本は、その他の包括損益累計額の減少などにより前連結会計年度末比0.6%減の270,372百万円となったことから、当社株主資本比率は前連結会計年度末比0.6 ポイント減の44.4%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産の増加や受取手形及び売掛金の増加などはありましたが、支払手形及び買掛金の増加や未払費用及びその他の流動負債の増加などにより、5,235百万円の純キャッシュ増（前年同四半期12,035百万円の純キャッシュ増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券及びその他の投資有価証券の取得や固定資産の取得などがありましたが、短期投資の減少などにより2,233百万円の純キャッシュ増（前年同四半期は4,965百万円の純キャッシュ減）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、現金配当や借入債務の返済などにより、4,942百万円の純キャッシュ減（前年同四半期は8,163百万円の純キャッシュ減）となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末に比べ2,156百万円増加（前年同四半期は919百万円減少）し45,674百万円となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

## ①基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

## ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値向上のため以下の取組みを実施しております。

### 「新中期経営計画パートⅢ」による企業価値向上の取組み

当社は、平成21年4月に策定した「新中期経営計画パートⅢ」（平成21年度～平成23年度）に定めた「品質No.1経営の定着と進化」、「選択と集中による収益力の向上」、「グローバル経営体制の構築」の3つの経営方針を中心に、当社グループの強みである「インテグレーションシステム」と「高い品質」を練磨し、国内事業の一層の強化と海外市場への挑戦により、さらなる企業価値の向上につなげてまいります。

具体的には、「新中期経営計画パートⅢ」において、①インテグレーションの強化と充実、②海外事業拡大の基盤強化、③加工事業改革による国内事業の強化、④価値創造による収益の拡大、⑤グループブランド経営の推進という5つの戦略に沿って事業の強化・拡大に取組んでおります。

これらの取組みは上記①に記載の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

## ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を決議し、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただき継続導入いたしました。

本プランは、当社取締役会が、大規模買付者（下記に定義します。）より事前に大規模買付提案（下記に定義します。）に関する情報の提供を受けた上で、大規模買付者との交渉及び大規模買付提案の検討を行う期間を確保し、大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものか否かの判定を行うことを第一の目的としております。これに対し、大規模買付者が事前の情報提供や予告なく大規模買付行為（下記に定義します。）を開始する場合や、大規模買付行為により当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されると認められるような場合には、対抗措置として一部取得条項付新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととするものです。

本プランの概要は以下のとおりです。

### (a) 本プランの対象となる大規模買付者

当社議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）が対象となります。

### (b) 必要情報提供手続

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に係る買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に係る情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求め、大規模買付者は、原則60日以内に本必要情報を提供するものとします。

### (c) 取締役会による検討手続

当社取締役会は、原則最長60日間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）で大規模買付者及び大規模買付提案の検討を行い、当社取締役会としての意見の公表、大規模買付者との交渉及び代替案の提示を行うものとします。

(d) 企業価値評価委員会による勧告の尊重

独立社外者から構成される企業価値評価委員会は、当社取締役会に対し勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には当該勧告を最大限尊重します。

(e) 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、取締役会検討期間終了まで、また、企業価値評価委員会から対抗措置の発動に関して当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当該意思確認の手続が完了する時まで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(f) 対抗措置の発動及び不発動

当社取締役会は、企業価値評価委員会において対抗措置発動要件に該当する事情が存在する旨の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを決議します。但し、企業価値評価委員会において対抗措置発動に関して株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会において株主の皆様の意思を確認するものとし、対抗措置の発動に賛同する決議が得られた場合に本新株予約権の無償割当てを決議します。

一方、企業価値評価委員会において対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在する旨の勧告が行われない場合及び株主の皆様の意思を確認する株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られなかった場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

なお、本新株予約権には、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者に対する権利行使の制限、及び対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者以外の株主の皆様から本新株予約権と引き換えに当社株式を交付することがあるという取得条項が付されています。

(g) 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとします。

④ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、下記の理由により、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断します。

(a) 本プランは、経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に沿った内容であること。

(b) 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、株主共同の利益の確保・向上を図るという目的をもつて導入されたものであること。

(c) 本プランに対する株主意思を尊重するため、i) その有効期間を1年間と設定し、今後も、当社株主総会において、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思確認を行うとしていること、及びii) 対抗措置を発動するか否かの判断について、企業価値評価委員会の勧告があった場合、株主総会において株主の皆様の意思確認を行うとしていること。

(d) 本プランにおいては、当社に対する大規模買付行為が行われた場合、独立社外者で構成される企業価値評価委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとしており、さらに、企業価値評価委員会は当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をする仕組みにしていること。

(e) 本プランは、合理的かつ詳細な対抗措置発動の客観的要件の充足が企業価値評価委員会において判断されない限り発動されないように設定されており、かつ、同様に対抗措置不発動要件も設定されているため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みが確保されていること。

(f) 本プランは、1年の任期である取締役から構成される当社取締役会の決定により廃止することが可能となっており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）などの経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なること。

(g) 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家の助言を受けることができ、これにより企業価値評価委員会による判断の公正さ及び客觀性がより強く担保されていること。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、751百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において完了したものは次のとおりです。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	設備の主な内容・目的
加工事業本部	1,709	ハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備などの増設及び更新
食肉事業本部	1,367	生産飼育設備、処理・加工設備及び営業設備の更新及び充実
関連企業本部	357	水産物及び乳製品の生産設備及び営業設備の充実
小計	3,433	
消去調整他	79	
合計	3,512	

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 各セグメントの概要は、次のとおりです。

#### 加工事業本部について

当社では、ハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備などの増設・更新などに545百万円の設備投資を実施しました。

連結子会社では、日本ハム食品㈱を中心にハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備などの増設・更新などに1,164百万円の設備投資を実施しました。

#### 食肉事業本部について

当社では、営業設備の更新・充実などに89百万円の設備投資を実施しました。

連結子会社では、日本ホワイトファーム㈱、インターファーム㈱などの生産飼育設備の更新・充実などに585百万円、東日本フード㈱などの営業設備の充実に394百万円、日本フードパッカー㈱などの処理・加工設備の更新に211百万円など合計1,278百万円の設備投資を実施しました。

#### 関連企業本部について

㈱宝幸、マリンフーズ㈱などをを中心に水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の充実などに357百万円の設備投資を実施しました。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	570,000,000
計	570,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	228,445,350	228,445,350	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ルクセンブルク 証券取引所(CDR)	単元株式数は1,000株であります。
計	228,445,350	228,445,350	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりあります。

株主総会の決議日（平成16年6月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成16年7月13日～平成36年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社の役員等のいずれの地位をも喪失した日の1年後の日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の決議日（平成17年6月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	85,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成17年7月12日～平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社の役員等のいずれの地位をも喪失した日の1年後の日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成18年6月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	103
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	103,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成18年8月9日～平成38年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社及び関係会社（当社の出資比率が20%以上の会社をいう。）の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の1年後の翌日から4年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従つて決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

#### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の決議日（平成19年6月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	89,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年7月27日～平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社及び関係会社（当社の出資比率が20%以上の会社をいう。）の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の1年後の翌日から4年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従つて決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

#### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成22年3月1日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,918,258 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,309 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成26年2月27日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,309 資本組入額 655 (注) 4
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	1 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,000

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

(注) 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。転換価額は、当初、1,309円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(5)に定めるところにより調整または減額されることあります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\begin{aligned} \text{調整後転換価額} &= \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}} \end{aligned}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるものとしております。

- ① 時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受けける者の募集をする場合。
- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て等をする場合
- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当の場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用します。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整することとしております。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{転換価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)および(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとしております。

- ① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

- (5) 転換価額は、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還にかかる公告を行なった場合、転換価額減額期間において、社債要項に従って決定される転換価額に減額されることとしております。
- (注) 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいいます。）およびその前営業日（振替機関の休業日でない日をいいます。以下同じ。）。
- (2) 振替機関が必要であると認めた日。
- (3) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとします。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の30日前までに必要な事項を公告した場合における当該期間。
- (4) 平成26年2月27日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降。
- (5) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。

- (注) 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。

- (注) 5 当社が、組織再編行為を行う場合は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)～(8)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとします。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類承継新株予約権の目的である株式の種類承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継された本社債に付したものとします。以下同じ。）の転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整または減額を行う。

- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とします。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとします。

(7) 承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

行使の条件は上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定し、取得条項は定めないものとします。

(8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記(注)4に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	228,445,350	—	24,166	—	43,084

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 平成22年6月21日付（報告義務発生日平成22年6月14日）で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局に提出されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができおりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数（千株）	株式保有割合（%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,326	3.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,033	4.39
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	422	0.18
三菱UFJ投信株式会社	1,511	0.66
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,208	0.97

### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日現在で記載しております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,823,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 211,967,000	211,967	—
単元未満株式	普通株式 655,350	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	228,445,350	—	—
総株主の議決権	—	211,967	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式532株及び、証券保管振替機構名義の株式200株が含まれております。

#### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本ハム株式会社	大阪市中央区南本町 三丁目6番14号	15,823,000	—	15,823,000	6.93
計	—	15,823,000	—	15,823,000	6.93

(注) 当第1四半期会計期間末日(平成22年6月30日)現在の当社所有自己株式数は、「完全議決権株式」が15,814,000株、「単元未満株式」が675株であります。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,267	1,188	1,177
最低(円)	1,166	1,095	1,059

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)附則第4条により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下、「米国会計基準」という。)に基づいて作成しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び現金同等物		45,674	43,518
定期預金		16,990	59,475
有価証券	(注記⑤及び⑬)	37,235	261
受取手形及び売掛金		102,832	100,366
貸倒引当金		△ 644	△ 638
棚卸資産	(注記④)	111,243	100,545
繰延税金		7,397	6,877
その他の流動資産	(注記⑭)	8,359	8,925
流動資産合計		329,086	319,329
有形固定資産－減価償却累計額控除後	(注記⑦)	223,614	227,081
無形固定資産－償却累計額控除後	(注記⑥)	11,907	12,224
投資及びその他の資産			
関連会社に対する投資及び貸付金		2,277	2,352
その他の投資有価証券	(注記⑤及び⑬)	16,291	17,274
その他の資産	(注記⑭)	10,235	10,324
投資及びその他の資産合計		28,803	29,950
長期繰延税金		15,777	15,617
資産合計		609,187	604,201

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

		当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債及び資本の部)			
流動負債			
短期借入金	(注記⑦)	52,433	48,332
一年以内に期限の到来する長期債務	(注記⑦及び⑬)	38,068	42,483
支払手形及び買掛金		92,580	84,124
未払法人税等		2,856	6,657
繰延税金		426	1,094
未払費用		22,014	17,311
その他の流動負債	(注記⑭)	14,546	13,459
流動負債合計		222,923	213,460
退職金及び年金債務	(注記⑧)	15,980	16,128
長期債務(一年以内期限到来分を除く)	(注記⑦及び⑬)	93,835	96,770
長期繰延税金		2,478	2,465
その他の固定負債	(注記⑭)	1,560	1,416
負債合計		336,776	330,239
契約残高及び偶発債務	(注記⑯)		
当社株主資本	(注記⑨)		
資本金		24,166	24,166
授権株式数	570,000,000株		
発行済株式数			
前連結会計年度末	228,445,350株		
当四半期末	228,445,350株		
資本剰余金		50,912	50,925
利益剰余金			
利益準備金		7,238	7,189
その他の利益剰余金	(注記⑪)	218,307	218,482
その他の包括損失累計額	(注記⑩)	△ 13,473	△ 12,067
自己株式		△ 16,778	△ 16,787
前連結会計年度末	15,823,532株		
当四半期末	15,814,675株		
当社株主資本合計		270,372	271,908
非支配持分		2,039	2,054
資本合計		272,411	273,962
負債及び資本合計		609,187	604,201

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (平成21年4月1日 ～平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (平成22年4月1日 ～平成22年6月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益			
売上高	(注記⑭)	236,531	238,550
その他		2,898	565
収益合計		239,429	239,115
原価及び費用			
売上原価	(注記⑭)	190,525	190,888
販売費及び一般管理費		42,369	40,778
支払利息	(注記⑭)	537	559
その他	(注記⑭)	1,045	1,829
原価及び費用合計		234,476	234,054
税金等調整前四半期純利益		4,953	5,061
法人税等		1,783	1,897
持分法による投資利益前四半期純利益		3,170	3,164
持分法による投資利益(法人税等控除後)		32	103
四半期純利益		3,202	3,267
非支配持分に帰属する四半期純(△利益)損失		△ 41	9
当社株主に帰属する四半期純利益		3,161	3,276

1株当たり金額	(注記③)		
基本的当社株主に帰属する四半期純利益		13.85円	15.41円
希薄化後当社株主に帰属する四半期純利益		13.83円	13.89円

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (平成21年4月1日 ～平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (平成22年4月1日 ～平成22年6月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益		3,202	3,267
調整項目：			
減価償却費		5,886	6,012
固定資産減損損失		66	36
繰延税金		△ 105	△ 1,047
為替換算差額		△ 3,048	348
受取手形及び売掛金の増		△ 698	△ 2,809
棚卸資産の増		△ 645	△ 12,043
その他の流動資産の減		491	209
支払手形及び買掛金の増		1,104	8,767
未払法人税等の減		△ 638	△ 3,774
未払費用及びその他の流動負債の増		5,650	6,434
その他－純額		770	△ 165
営業活動による純キャッシュ増		12,035	5,235
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
固定資産の取得		△ 4,383	△ 3,555
固定資産の売却		129	548
短期投資の減		402	15,251
有価証券及びその他の投資有価証券の取得		△ 1,023	△ 10,217
有価証券及びその他の投資有価証券の 売却及び償還		0	233
その他－純額		△ 90	△ 27
投資活動による純キャッシュ増(△減)		△ 4,965	2,233
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
現金配当		△ 3,661	△ 3,413
短期借入金の増(△減)		△ 2,658	5,771
借入債務による調達		—	4,473
借入債務の返済		△ 1,842	△ 11,769
その他－純額		△ 2	△ 4
財務活動による純キャッシュ減		△ 8,163	△ 4,942
為替変動による現金及び現金同等物への影響額		174	△ 370
純キャッシュ増(△減)		△ 919	2,156
期首現金及び現金同等物残高		41,323	43,518
四半期末現金及び現金同等物残高		40,404	45,674
補足情報：			
四半期キャッシュ支払額			
支払利息		655	698
法人税等		2,321	6,466
キャピタル・リース債務発生額		839	515

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

(4) 【四半期連結財務諸表の作成方法等について】

当四半期連結財務諸表は米国会計基準に基づいて作成しています。

当社はヨーロッパでの時価発行による公募増資を行なうため、ルクセンブルグ証券取引所において昭和51年12月17日に預託証券形式の普通株式を発行しました。上場に際し預託契約により、「米国会計基準」に基づく連結財務諸表を作成・開示していたことを事由として、昭和53年6月2日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」第86条に基づく承認申請書を大蔵大臣へ提出し、同年6月6日付蔵証第853号により承認を受けました。その後も継続して「米国会計基準」に基づく連結財務諸表を作成・開示しています。なお、当社は米国証券取引委員会に登録していません。

当社が採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法のうち、わが国の四半期連結財務諸表規則に準拠した場合と異なるもので、重要なものは以下のとおりです。

(イ) 株式交付費

株式交付費は、わが国では費用に計上されますが、当四半期連結財務諸表では、費用計上されることなく資本剰余金から控除して表示しています。

(ロ) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の発行手取金のうち新株予約権の価額は、発行時に負債額から控除し、資本剰余金に計上しています。

(ハ) 退職給付引当金

会計基準書715「報酬－退職給付」の規定に従って計上しています。

(ニ) 金融派生商品

金融派生商品の公正価値の変動額は、金融派生商品の使用目的に応じて四半期純損益またはその他の包括損益として認識されます。すなわち、未認識確定契約及び認識済債権債務の公正価値ヘッジとして適格な金融派生商品の公正価値の変動は、当期損益として認識されます。未認識確定契約、認識済債権債務及び予定取引のキャッシュ・フローへッジとして適格な金融派生商品の公正価値の変動はその他の包括損益として報告され、当該金額はヘッジ対象物が損益に影響を及ぼす期間と同期間に損益勘定に振替えられます。

(ホ) 販売促進費

特定の販売促進費及びリベートは販売費及び一般管理費に計上せず、売上高から控除しています。

(ヘ) 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合については、会計基準書805「企業結合」に従って、取得法により処理しています。のれんや耐用年数が不確定な無形固定資産については、会計基準書350「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、償却を行わず、減損の判定を行っています。

(ト) 有価証券の交換取引の会計処理

関係会社以外の投資先の合併等により、金銭の発生を伴わない交換損益が発生した場合には、会計基準書325「投資－その他」に基づき、損益を認識しています。

#### (チ)連結損益計算書

わが国の損益計算書は、売上総利益、営業利益及び経常利益を段階的に求める方式(マルティプル・ステップ方式)によっていますが、米国では、収益合計から原価及び費用合計を控除する方式(シングル・ステップ方式)も認められています。当四半期連結損益計算書はシングル・ステップ方式により表示しています。

#### (リ)包括利益

会計基準書220「包括利益」に基づき、四半期純利益、売却可能有価証券未実現評価損益の変動、デリバティブ未実現評価損益の変動、年金債務調整勘定の変動及び外貨換算調整勘定の変動から構成される四半期包括利益を計算しています。

#### (ヌ)特別損益の表示

わが国では、固定資産売却損益等は特別損益として表示されますが、当社のそれらの項目は、当四半期連結損益計算書上、臨時項目を除き収益の「その他」、原価及び費用の「その他」に含まれています。

#### (ル)持分法による投資損益の表示

持分法による投資損益は、わが国では営業外損益に記載されますが、当四半期連結損益計算書では、持分法による投資損益前四半期純利益の下に表示しています。

#### (ヲ)非継続事業にかかる損益の表示

会計基準書205「財務諸表の表示」に基づき、非継続となった事業の損益が発生した場合には、当四半期連結損益計算書上、非継続事業からの純損益(法人税等控除後)として区分表示しています。

### 四半期連結財務諸表に対する注記

#### ① 四半期連結財務諸表の作成基準

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成しています。従って、当四半期連結財務諸表の作成に当たっては、主としてわが国の会計慣行に準拠して作成された会計帳簿に記帳された数値に対していくつかの修正を加えています。

米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務諸表の作成に当たり、四半期連結会計期間末日現在の資産・負債の金額、偶発的な資産・負債の開示及び報告対象期間の収益・費用の金額に影響を与える様々な見積りや仮定を用いています。実際の結果は、これらの見積りなどと異なる場合があります。

当第1四半期連結累計期間より、当初の満期日までの期間が3ヵ月以内の定期預金及び有価証券については、当四半期連結キャッシュ・フロー計算書上、短期投資として表示しました。これに伴い、前第1四半期連結累計期間の数値を一部組替えて表示しています。

## ② 新会計基準

公正価値の測定に関する開示の改善－平成22年1月に、財務会計基準審議会は、会計基準書820－10「公正価値測定と開示－全般」を改善する会計基準書アップデート2010－06を発行しました。このアップデートは、レベル1とレベル2の間の振替及びレベル3測定に関する購入、売却、発行及び決済に関する個別開示を要求し、資産及び負債の表示区分並びにインプット及び評価手法の開示要件を明確化しています。

会計基準書アップデート2010－06のうち、レベル3の取引に関する新たな開示は、平成22年12月15日以降に開始する会計年度及びその会計年度に含まれる四半期から適用されます。当社は、このアップデートの適用が当社の連結財務諸表に与える影響を検討中です。

なお、レベル3の取引に関する新たな開示を除く部分については、前第4四半期連結会計期間より適用しています。

## ③ 1株当たりの金額

基本的1株当たり純利益は、当社株主に帰属する純利益を発行済株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり純利益は、当社株主に帰属する純利益を、ストックオプションの付与及び転換社債型新株予約権付社債の発行による希薄化効果を加味した発行済株式の加重平均株式数で除して算定しています。

各第1四半期連結累計期間における、基本的及び希薄化後1株当たり純利益に使用した当社株主に帰属する純利益及び株式数は次のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日	当第1四半期連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日
純利益(分子) :		
当社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	3,161	3,276
株式数(分母) :		
基本的1株当たり純利益算定のための 加重平均株式数(千株)	228,169	212,623
ストックオプションの付与による 希薄化の影響(千株)	403	371
転換社債型新株予約権付社債の発行による 希薄化の影響(千株)	—	22,918
希薄化後1株当たり純利益算定のための 平均株式数(千株)	228,572	235,912

④ 棚卸資産

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の棚卸資産の内訳は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
製品及び商品	69,209	60,875
原材料及び仕掛品	38,058	35,440
貯蔵品	3,976	4,230
合計	111,243	100,545

⑤ 市場性のある有価証券

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在、「有価証券」及び「その他の投資有価証券」に含まれている売却可能有価証券及び満期保有目的有価証券の取得原価、未実現損益及び公正価値は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日				前連結会計年度末 平成22年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能有価証券								
国内株式								
小売業	4,469	866	△ 107	5,228	4,524	1,192	△ 47	5,669
その他	6,542	1,128	△ 483	7,187	6,273	1,484	△ 29	7,728
投資信託	296	2	△ 2	296	297	4	—	301
満期保有目的有価証券								
コマーシャルペーパー	36,988	—	—	36,988	—	—	—	—
日本国債	201	—	0	201	210	0	—	210
合計	48,496	1,996	△ 592	49,900	11,304	2,680	△ 76	13,908

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の売却可能有価証券及び満期保有目的有価証券における、投資カテゴリー別及び未実現損失の状態が継続的に生じている期間ごとの、未実現損失及び公正価値は次のとおりです。なお、当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在、未実現損失の状態が12ヶ月以上継続している投資はありません。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日		前連結会計年度末 平成22年3月31日	
	12ヶ月以下		12ヶ月以下	
	公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
売却可能有価証券				
国内株式				
小売業	1,336	△ 107	516	△ 47
その他	2,936	△ 483	373	△ 29
投資信託	31	△ 2	—	—
満期保有目的有価証券				
日本国債	201	0	—	—
合計	4,504	△ 592	889	△ 76

当第1四半期連結会計期間末日現在、満期保有目的有価証券に区分された負債証券の償還期限は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	37,189	37,189

その他の市場性のない関係会社株式以外の投資有価証券は、当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在で、それぞれ3,626百万円及び3,627百万円であり、公正価値の見積りが困難なため取得原価(減損後のものを含む)で表示しています。

## ⑥ 無形固定資産

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の償却対象となる無形固定資産の内訳は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日		前連結会計年度末 平成22年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
ソフトウェア	16,967	6,521	16,646	5,739
ソフトウェア仮勘定	387	—	367	—
その他	700	224	505	219
合計	18,054	6,745	17,518	5,958

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の償却対象外の無形固定資産は軽微です。

当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間の無形固定資産の償却費は、それぞれ824百万円及び643百万円です。

無形固定資産の加重平均償却期間は約5年です。

平成23年、平成24年、平成25年、平成26年及び平成27年3月31日に終了する各期間の予想償却費は、それぞれ3,286百万円、2,967百万円、2,594百万円、1,995百万円及び933百万円です。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在ののれんの計上額並びに当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間ののれんの変動額は、連結会社の営業活動に重要な影響はありません。

## ⑦ 短期借入金及び長期債務

当社は、金融機関との間に、当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在とも、合計76,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、即時に利用可能です。当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の使用残高はありません。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在、担保差入資産は次のとおりです。

科目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
有形固定資産(減価償却累計額控除後)	23,821	24,075

これらの担保差入資産は下記の債務に対応するものです。

科目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
長期債務(長期借入金)	7,411	8,742

## ⑧ 退職金及び年金制度

各第1四半期連結累計期間における退職金及び年金制度にかかる期間純年金費用は、次の各項目から構成されています。

項目	前第1四半期連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)
勤務費用	518	580
利息費用	194	183
制度資産の期待運用収益	△ 155	△ 104
過去勤務利益の償却額	△ 69	△ 76
数理損失の認識額	395	273
清算損失	110	—
縮小利益	△ 102	—
期間純年金費用	891	856

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における確定給付年金制度への拠出金は、それぞれ583百万円及び515百万円です。また、当連結会計年度において予想される確定給付年金制度への拠出金は2,056百万円です。

## ⑨ 資本

各第1四半期連結累計期間における資本の変動は次のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日			当第1四半期連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日		
	当社株主 資本 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	資本合計 (百万円)	当社株主 資本 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
期首	270,439	1,937	272,376	271,908	2,054	273,962
四半期純利益	3,161	41	3,202	3,276	△ 9	3,267
その他の包括利益(△損失) (法人税等控除後かつ組替修正後)						
売却可能有価証券 未実現評価(△損)益	1,033	3	1,036	△ 709	1	△ 708
デリバティブ未実現評価損	△ 77	—	△ 77	△ 31	—	△ 31
年金債務調整勘定	248	—	248	118	—	118
外貨換算調整勘定	378	43	421	△ 784	4	△ 780
四半期包括利益合計	4,743	87	4,830	1,870	△ 4	1,866
現金配当	△ 3,651	△ 10	△ 3,661	△ 3,402	△ 11	△ 3,413
その他	△ 7	—	△ 7	△ 4	—	△ 4
第1四半期会計期間末	271,524	2,014	273,538	270,372	2,039	272,411

## ⑩ その他の包括損失累計額

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在における、法人税等控除後のその他の包括損失累計額の内訳は次のとおりです。

科目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
売却可能有価証券未実現評価益	817	1,526
デリバティブ未実現評価損	△ 471	△ 440
年金債務調整勘定	△ 8,209	△ 8,327
外貨換算調整勘定	△ 5,610	△ 4,826
その他の包括損失累計額合計	△ 13,473	△ 12,067

## ⑪ 配当

当第1四半期連結累計期間における配当支払額に関する情報は次のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	3,402	利益剰余金	16	平成22年3月31日	平成22年6月7日

## ⑫ 外貨換算差損益

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の四半期純利益の算定に当たっては、それぞれ1,501百万円の外貨換算差益(純額)及び546百万円の外貨換算差損(純額)が含まれています。

## ⑬ 公正価値の測定

会計基準書820「公正価値測定と開示」は、公正価値の定義を「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受取り、または負債を移転するために支払う価格」としたうえで、公正価値を3つの階層に分け、公正価値を測定するために使用されるインプットの優先順位づけを行っています。会計基準書820は、次のような階層に基づいて、特定の資産及び負債を分類することを要求しています。

レベル1：活発な市場における、同一の資産または負債の価格

レベル2：レベル1以外の直接的または間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察不能なインプット

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在において、継続的に公正価値で測定している資産及び負債は以下のとおりです。

内容	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
国内株式				
小売業	5,228	—	—	5,228
その他	7,187	—	—	7,187
投資信託	—	296	—	296
金融派生商品(注記⑭)	—	41	—	41
資産合計	12,415	337	—	12,752
負債				
金融派生商品(注記⑭)	—	1,766	—	1,766
負債合計	—	1,766	—	1,766

内容	前連結会計年度末 平成22年3月31日			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
国内株式				
小売業	5,669	—	—	5,669
その他	7,728	—	—	7,728
投資信託	—	301	—	301
金融派生商品(注記⑭)	—	1,105	—	1,105
資産合計	13,397	1,406	—	14,803
負債				
金融派生商品(注記⑭)	—	679	—	679
負債合計	—	679	—	679

公正価値の評価手法は以下のとおりです。

#### 国内株式

国内株式は、活発な市場における同一資産の市場価格を使用して公正価値で測定しており、レベル1に分類しています。

#### 投資信託

投資信託は、金融機関から提供された市場動向に基づく評価額などの観察可能なインプットを用いた公正価値で測定しているため、レベル2に分類しています。

#### 金融派生商品

金融派生商品には、先物外国為替契約、金利スワップ契約及び通貨スワップ契約が含まれます。これらについては、先物為替レートや市場金利などの観察可能な市場データを使用した契約期間に基づく割引キャッシュ・フローモデルを用いた公正価値で測定しているため、レベル2に分類しています。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日		前連結会計年度末 平成22年3月31日	
	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能有価証券及び満期保有目的有価証券(注記⑤)	49,900	49,900	13,908	13,908
金融派生商品(注記⑭)				
資産	41	41	1,105	1,105
負債	△ 1,766	△ 1,766	△ 679	△ 679
長期債務	△ 116,434	△ 119,904	△ 123,544	△ 127,644

上記以外の金融商品の帳簿価額は、その見積り公正価値とほぼ近似しています。長期債務の公正価値は市場金利を使用した見積りによっています。

連結会社において、特定の相手との取引が著しく集中し、重大な影響を及ぼすような状況はありません。

#### ⑯ 金融派生商品及びヘッジ活動

連結会社は、その事業活動に関連するさまざまなリスクにさらされています。それらのリスクのうち、金融派生商品を利用することで管理されている主要なリスクは、外国為替相場の変動リスク（主として米ドル）、金利変動リスク及び豚肉相場の変動リスクです。連結会社は、為替変動リスクを軽減するために、先物外国為替契約、通貨スワップ契約及び通貨オプション契約を利用しています。また、連結会社は、金利変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を、豚肉相場の変動リスクを軽減するために商品先物契約を利用しています。

連結会社は、ヘッジ取引を行うための戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、全ての金融派生商品は、これらの目的と戦略及び関連する詳細な規定に基づいて実行されます。

会計基準書815「デリバティブとヘッジ」は、全ての金融派生商品を公正価値で評価して資産または負債として貸借対照表に計上することを要求しています。会計基準書815に従い、連結会社は、特定の先物外国為替契約を将来の予定取引のキャッシュ・フローへッジとして指定し、特定の金利スワップ契約を将来の金利支払いのキャッシュ・フローへッジとして指定しています。

##### キャッシュ・フローへッジ

キャッシュ・フローへッジとして適格な金融派生商品にかかる損益のうち有効な部分は、その他の包括損益として報告され、ヘッジ対象物が損益に影響を及ぼす期間と同一会計期間に損益勘定に振替えられます。金融派生商品にかかる損益のうち、有効性がないかまたは有効性の評価から除外された部分は、損益として認識されます。

金融派生商品とヘッジ対象物との決定的な条件が同一である場合、ヘッジされたリスクに関する公正価値またはキャッシュ・フローの変動は、取引開始時及びその後も継続して相殺されると予想されます。前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、ヘッジの有効性から除外されたために損益に計上された金額に重要性はありません。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在、連結会社が保有するキャッシュ・フローへッジとして適格な金融派生商品の契約金額または想定元本は以下のとおりです。

項目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
金利スワップ契約	5,000	5,000
先物外国為替契約	6,105	7,536

当第1四半期連結会計期間末日現在、先物外国為替契約に関連する未実現損失(法人税等控除後)がその他の包括損失累計額に計上されています。このうち394百万円は、当第1四半期連結会計期間末日より12ヵ月以内に損失に振替えられると予想されます。当第1四半期連結会計期間末日現在、予定期引に係る将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする最長期間は約19ヵ月です。

当第1四半期連結会計期間末日現在、金利スワップ契約に関連する未実現損失(法人税等控除後)がその他の包括損失累計額に計上されています。当第1四半期連結会計期間末日より12ヵ月以内に損失に振替えられる金額に重要性はありません。

#### ヘッジ会計として適格でない金融派生商品

これらの金融派生商品は、為替変動リスク及び金利変動リスクを軽減するために利用されています。ヘッジ会計として適格でない金融派生商品の公正価値の変動は、ただちに損益として認識されます。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在、連結会社が保有するヘッジ会計として適格でない金融派生商品の契約金額または想定元本は以下のとおりです。

項目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日 (百万円)	前連結会計年度末 平成22年3月31日 (百万円)
金利スワップ契約	1,502	—
先物外国為替契約及び通貨スワップ契約	45,287	32,325

連結会社は、ヘッジ目的以外には金融派生商品を利用しないことをその方針としています。当第1四半期連結会計期間末日現在、連結会社には重要な与信集中リスクはありません。また、主要な格付機関からの一定の投資適格信用格付を維持することが要求される条項を含んでいる金融派生商品はありません。

当第1四半期連結会計期間末日及び前連結会計年度末日現在の連結貸借対照表における、金融派生商品の公正価値の計上科目及び金額は以下のとおりです。

項目	当第1四半期連結会計期間末 平成22年6月30日			
	資産		負債	
	貸借対照表上 の計上科目	公正価値 (百万円)	貸借対照表上 の計上科目	公正価値 (百万円)
会計基準書815のもとでヘッジ手段として指定されている金融派生商品				
金利スワップ契約	—		その他の流動負債	11
先物外国為替契約	その他の資産	5	その他の流動負債	615
	—		その他の固定負債	124
小計		5		750
会計基準書815のもとでヘッジ手段として指定されていない金融派生商品				
金利スワップ契約	その他の流動資産	0	—	
先物外国為替契約及び通貨スワップ契約	その他の流動資産	36	その他の流動負債	1,016
小計		36		1,016
合計(注記⑬)		41		1,766

項目	前連結会計年度末 平成22年3月31日			
	資産		負債	
	貸借対照表上 の計上科目	公正価値 (百万円)	貸借対照表上 の計上科目	公正価値 (百万円)
会計基準書815のもとでヘッジ手段として指定されている金融派生商品				
金利スワップ契約	—		その他の流動負債	19
先物外国為替契約	その他の資産	42	その他の流動負債	476
	—		その他の固定負債	147
小計		42		642
会計基準書815のもとでヘッジ手段として指定されていない金融派生商品				
先物外国為替契約	その他の流動資産	1,063	その他の流動負債	37
小計		1,063		37
合計(注記⑬)		1,105		679

会計基準書815のもとでキャッシュ・フローへッジとして指定され、適格な金融派生商品が、各第1四半期連結累計期間の包括損益に及ぼす影響は以下のとおりです。

項目	金融派生商品に 関してその他の 包括損失に計上 した損失の金額 (有効部分)	その他の包括損失累計額から 損益に組替えられた(△損)益の金額 (有効部分)		金融派生商品に関して損益に 計上した利益または損失の金額 (非有効部分及び有効性テスト から除外された金額)	
	前第1四半期 連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)	損益計算書上 の計上科目	前第1四半期 連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)	損益計算書上 の計上科目	前第1四半期 連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)
金利スワップ契約 先物外国為替契約 及び通貨スワップ 契約	△ 7  △ 216	支払利息  売上原価	△ 4  15	—  —	—  —
合計	△ 223		11		—

項目	金融派生商品に 関してその他の 包括損失に計上 した損失の金額 (有効部分)	その他の包括損失累計額から 損益に組替えられた損失の金額 (有効部分)		金融派生商品に関して損益に 計上した利益または損失の金額 (非有効部分及び有効性テスト から除外された金額)	
	当第1四半期 連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)	損益計算書上 の計上科目	当第1四半期 連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)	損益計算書上 の計上科目	当第1四半期 連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)
金利スワップ契約 先物外国為替契約	△ 1  △ 176	支払利息  売上原価	△ 9  △ 82	—  —	—  —
合計	△ 177		△ 91		—

会計基準書815のもとでヘッジ手段として指定されていない金融派生商品が、各第1四半期連結累計期間の包括損益に及ぼす影響は以下のとおりです。

項目	金融派生商品について 損益に計上した利益の金額	
	損益計算書上 の計上科目	前第1四半期 連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)
先物外国為替契約	売上原価	1,376
合計		1,376

項目	金融派生商品について 損益に計上した(△損)益の金額	
	損益計算書上 の計上科目	当第1四半期 連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)
金利スワップ契約	支払利息	0
先物外国為替契約及び通貨スワップ契約	売上高	△ 144
	売上原価	△ 1,320
	その他費用	△ 47
合計		△ 1,511

## ⑯ セグメント情報

会計基準書280「セグメント情報」は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しています。オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うに当たり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位として定義されています。オペレーティング・セグメントは、主として商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されています。

連結会社のオペレーティング・セグメントは、以下の3つの事業グループから構成されています。

加工事業本部－主にハム・ソーセージ、加工食品の製造・販売

食肉事業本部－主に食肉の生産・販売

関連企業本部－主に水産物、乳製品の製造・販売

セグメント間の内部取引における価格は、外部顧客との取引価格に準じています。

各第1四半期連結累計期間におけるオペレーティング・セグメント情報は次のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日～平成21年6月30日)

	加工事業 本部 (百万円)	食肉事業 本部 (百万円)	関連企業 本部 (百万円)	計 (百万円)	消去調整他 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	72,442	135,568	31,433	239,443	△ 2,912	236,531
(2) セグメント間の内部売上高	5,233	20,476	741	26,450	△ 26,450	—
計	77,675	156,044	32,174	265,893	△ 29,362	236,531
営業費用	76,044	154,103	32,289	262,436	△ 29,542	232,894
セグメント利益(△損失)	1,631	1,941	△ 115	3,457	180	3,637

当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年6月30日)

	加工事業 本部 (百万円)	食肉事業 本部 (百万円)	関連企業 本部 (百万円)	計 (百万円)	消去調整他 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	73,470	137,375	30,720	241,565	△ 3,015	238,550
(2) セグメント間の内部売上高	5,339	21,862	691	27,892	△ 27,892	—
計	78,809	159,237	31,411	269,457	△ 30,907	238,550
営業費用	77,397	154,083	31,090	262,570	△ 30,904	231,666
セグメント利益	1,412	5,154	321	6,887	△ 3	6,884

(注) 1 「消去調整他」には、配賦不能項目、セグメント間の内部取引消去他が含まれています。

2 全社費用及び特定の子会社の損益は、一部の配賦不能項目を除き、各報告オペレーティング・セグメントに配賦しています。これらの子会社は、各報告オペレーティング・セグメントに含まれる連結会社のために間接的なサービス及び業務支援を行っています。

3 セグメント利益(△損失)は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

各第1四半期連結累計期間における、セグメント利益の合計額と税金等調整前四半期純利益との調整表は次のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 (百万円)
セグメント利益の合計額	3,457	6,887
支払利息	△ 537	△ 559
その他収益・費用	1,853	△ 1,264
消去調整他	180	△ 3
税金等調整前四半期純利益	4,953	5,061

#### ⑯ 契約残高及び偶発債務

連結会社は関連会社及び取引先の借入債務について保証を行っています。当第1四半期連結会計期間末日現在、当該保証によって連結会社が潜在的に負う最大支払額は903百万円となっています。取引先の借入債務の保証には、特定の動産及び不動産が担保として設定されています。

#### ⑰ 後発事象

当社は、当第1四半期連結会計期間末日(平成22年6月30日)から当四半期報告書提出日(平成22年8月9日)までの期間における後発事象について評価を行いました。

## 2 【その他】

平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議しました。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額             | 3,402百万円  |
| ② 1株当たりの金額           | 16円       |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年6月7日 |

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

日本ハム株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	矢 吹 幸 二	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	新 免 和 久	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	関 口 浩 一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ハム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表に対する注記①参照）に準拠して、日本ハム株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

日本ハム株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	矢 吹 幸 二	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	新 免 和 久	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	関 口 浩 一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ハム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表に対する注記①参照）に準拠して、日本ハム株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月9日

【会社名】 日本ハム株式会社

【英訳名】 NIPPON MEAT PACKERS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 浩

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号

【縦覧に供する場所】 日本ハム株式会社東京支社  
(東京都品川区大崎二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

**1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長小林浩は、当社の第66期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

**2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

